

三浦市職員定数条例の一部を改正する条例の基本方針

1 提案の根拠・理由

病院事業職員について、医師の安定確保のため令和5年度から開始している総合診療専門研修プログラムの専攻医の受け入れ数の増員や、院内及び地域のリハビリテーションの充実のために理学療法士等の医療技術職の増員を見込んでいる。また、横須賀・三浦医療圏での病院連携や令和6年3月策定予定の三浦市立病院経営強化プランに基づく収益増加策の実施により、経営改善に当たる事務職の増員を図る。

これらの取組により、今般、本市における条例上の職員定数について適正なものとなるよう見直しを行うこととし、必要な規定の整備を行うものである。

2 条例の内容

病院事業の職員の定数を151人から6人増の157人とし、これにより市全体の定数合計を551人から557人とする。

3 施行期日

令和6年4月1日